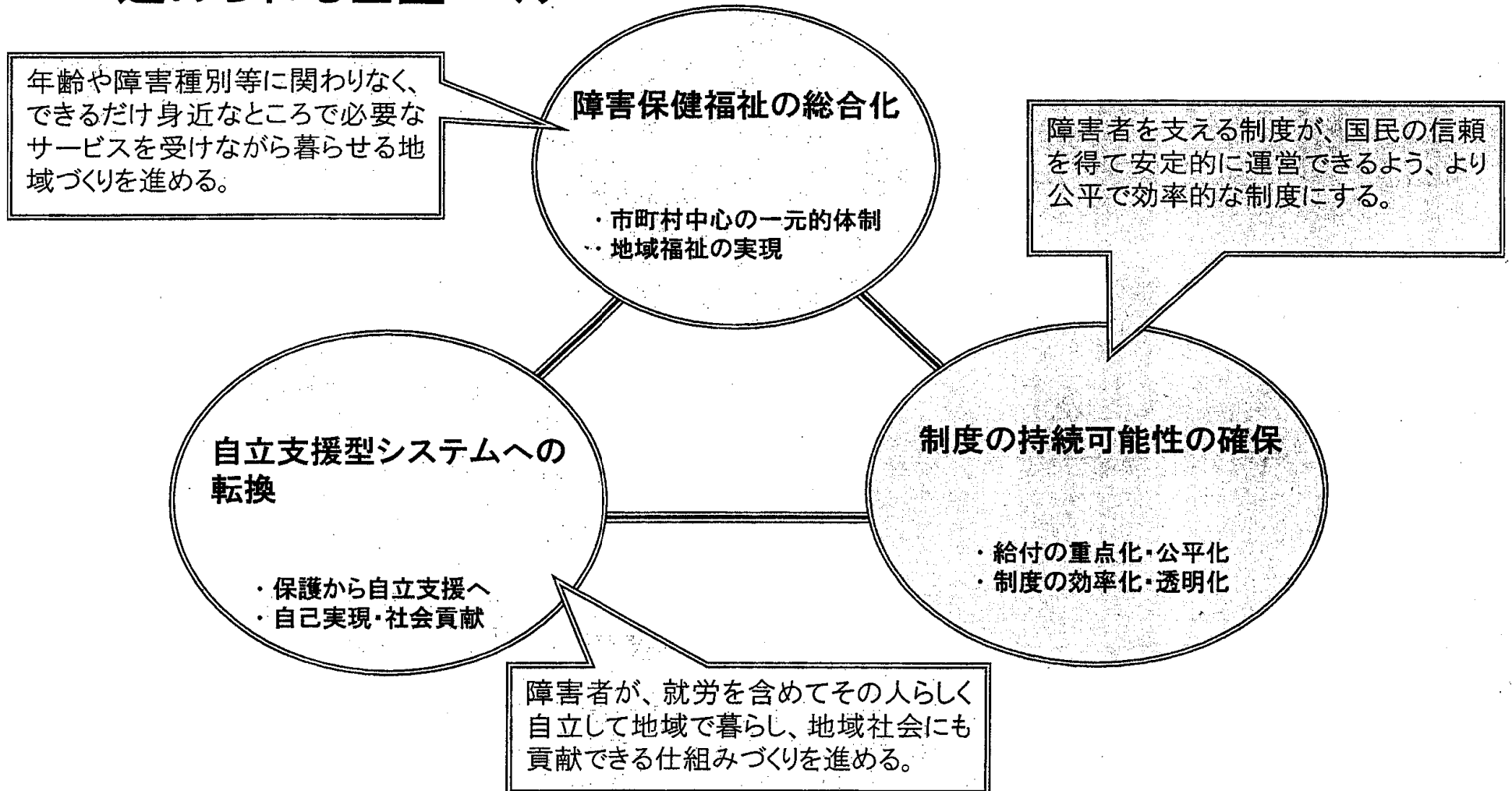


# 補装具等に係る制度改革について

# 障害保健福祉の改革の基本的な視点

- 障害者本人を中心にした個別の支援を、より効果的・効率的に進められる基盤づくり



# 障害保健福祉施策の改革のポイント

## 1 障害者福祉のサービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

## 2 障害者がもっと「働ける社会」に

(障害者が、企業等で働けるよう、福祉側からも支援)

## 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

## 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

## 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

### (1) 利用したサービスの量等に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス(個別給付)や公費負担医療制度を利用した場合に、利用したサービスの量や医療費、所得に応じた公平な負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

### (2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス(個別給付)の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

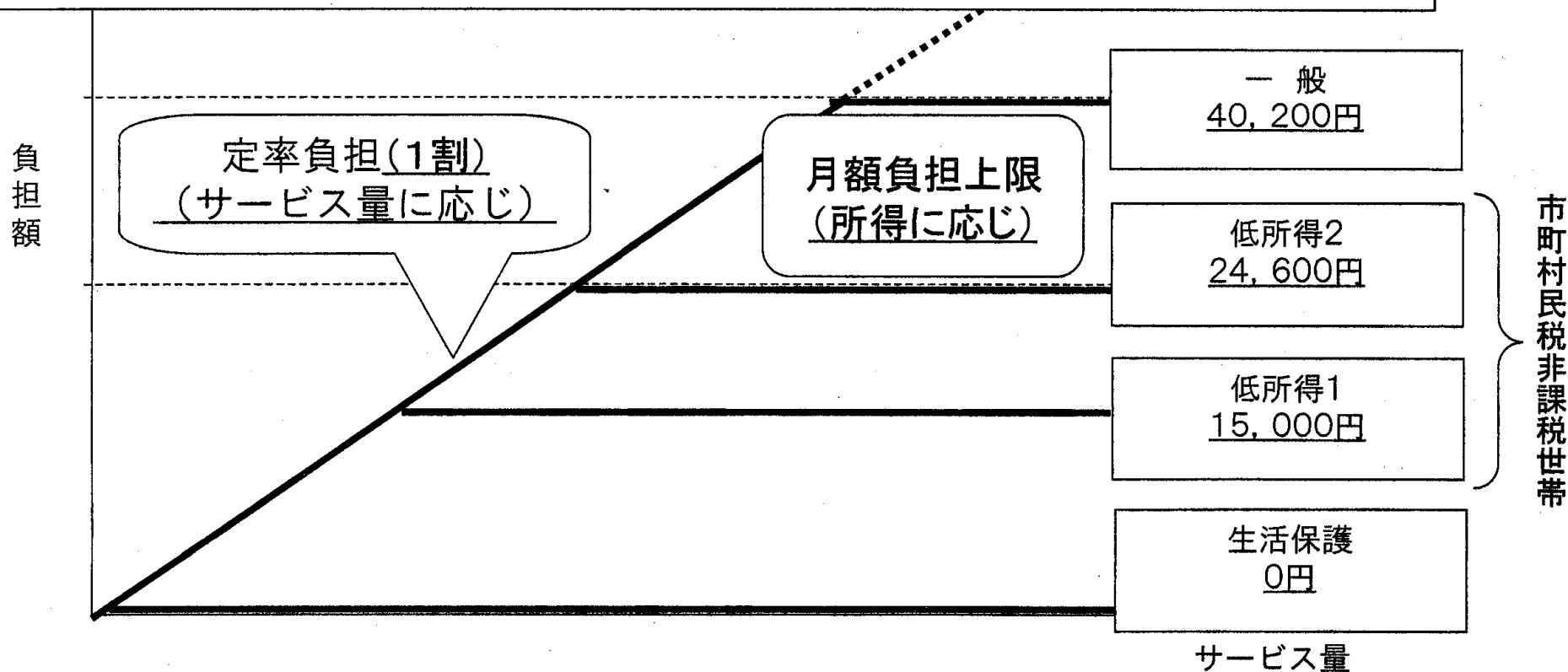
# 障害福祉サービスの利用者負担の見直し

## — サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化(義務負担化)を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

# (参考)負担軽減する者の範囲(負担能力等の区分)

他制度との均衡を確保しつつ、普遍的な仕組みとする。

生活保護:生活保護世帯に属する者

低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方

低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

※ 医療保険、介護保険等の他制度においては、障害のある者もない者も世帯の一員である場合には、経済的な面においては他の世帯構成員と互いに支え合う一体的な生活実態にあるという前提で、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案しており、例えば健康保険においては、家族に保険料を求めない被扶養者制度等が設けられている。

※ 「生計を一にする者」の範囲については、法律事項ではないことから、法の施行時まで具体的に検討。

## 「補装具給付事業」と「日常生活用具給付事業」のイメージ

【現 行】

### 補装具給付事業

- ・身体機能の補完・代替
  - 義肢、装具、座位保持装置 等
- ・移動の確保
  - 車いす、電動車いす、盲人安全つえ 等
- ・コミュニケーションの確保
  - 点字器、補聴器、人工喉頭 等
- ・衛生の確保
  - 尿管器、ストマ用装具 等

### 日常生活用具給付事業

- ・介護支援
  - 浴槽、体位変換器、移動用リフト 等
- ・コミュニケーション支援
  - 視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用情報受信装置 等
- ・在宅療養支援
  - ネブライザー、電気式たん吸引器、透析液加湿器
- ・その他
  - 電磁調理器、火災警報機 等

利用者負担（応能負担）

○「福祉用具給付制度等検討会報告」（平成11年2月）に基づき、次のような視点で、現行給付品目の見直しを行い、入替（補装具→日生具、日生具→補装具）等を検討する。

- ・補装具
  - ① 身体機能を補完・代替し、身体に装着（装用）して常用し、かつ、給付や利用等に際して専門的な知見が求められるもの
  - ② 極めて重度の障害者のコミュニケーションの確保に資するものであって、費用対効果が高いもの
  - ③ ①又は②を満たした上で、安価でかつ一般的に普及しているものではないこと
- ・日常生活用具 → 補装具以外の機器で、日常生活を便利又は容易ならしめるもの

○その上で、補装具給付を「個別給付」に、日常生活用具給付を「地域生活支援事業」に位置づける。

【見直し後】

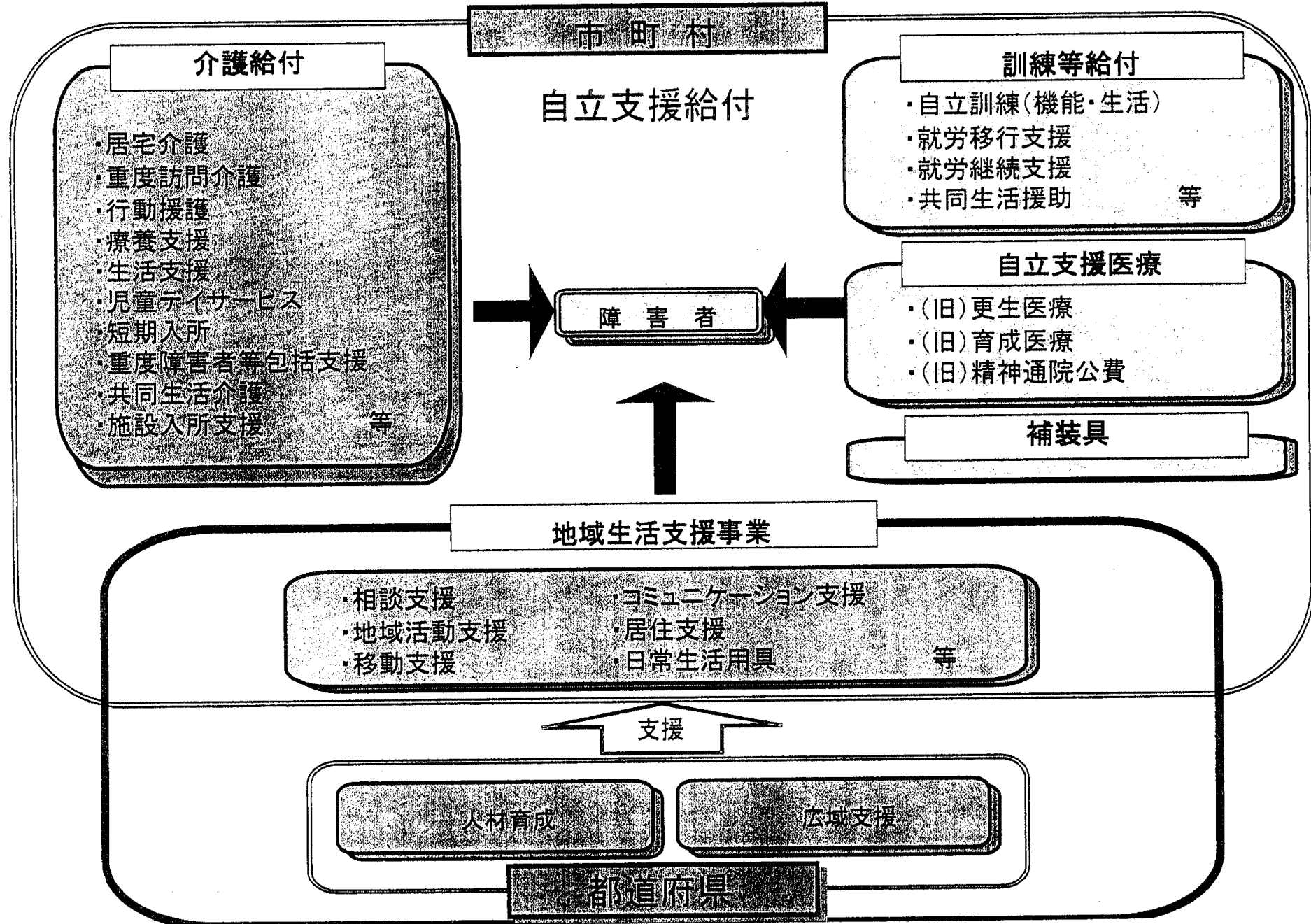
### 個別給付

- 利用者負担 → 応益負担（定率）＋ 一定の負担上限  
一定所得以上者は給付対象外
- 公 費 → 負担実績に応じて支弁

### 地域生活支援事業（市町村基本事業）

- 利用者負担 → 市町村が決定
- 公 費 → 利用実績に応じて一定額を交付

# 総合的な自立支援システムの構築



# 障害者自立支援法案の概要

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う。

## 1 障害者自立支援法による改革のねらい

### 1 障害者の福祉サービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

### 2 障害者がもっと「働ける社会」に

(一般就労へ移行することを目的とした事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害者が企業等で働けるよう、福祉側から支援。)

### 3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

### 4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

### 5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

#### (1) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

(障害者が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量等や所得に応じた公平な利用者負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

#### (2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

## 障害者自立支援法

(障害種別にかかわりのない共通の給付等に関する事項について規定)

身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健福祉法	児童福祉法
・身体障害者の定義 ・福祉の措置 等	・福祉の措置 等	・精神障害者の定義 ・措置入院等 等	・児童の定義 ・福祉の措置 等



## **2 法案の概要**

### **(1) 給付の対象者**

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

### **(2) 給付の内容**

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

### **(3) 給付の手続き**

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

### **(4) 地域生活支援事業**

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。

### **(5) 障害福祉計画**

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

### **(6) 費用負担**

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

### **(7) その他**

- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

## **3 施行期日**

- 利用者負担の見直しに関する事項のうち自立支援医療(公費負担医療)にかかるもの 平成17年10月
- 新たな利用手続き、国等の負担(義務的負担化)に関する事項、利用者負担の見直しに関する事項のうち障害福祉サービスにかかるもの等 平成18年1月
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月

## 障害者自立支援法案（抜粋）

（定義）

### 第5条第19項

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

（補装具費の支給）

### 第76条第1項

市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があつた場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用ついて、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

### 第2項

補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。）の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。

### 第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

### 第4項

第19条第2項から第4項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 第5項

厚生労働大臣は、第2項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

## 第6項

前各号に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村の地域生活支援事業)

## 第77条第1項

市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 (略)

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 (略)

四 (略)

## 補装具費の支給の仕組み

- ア 補装具の購入（修理）を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入（修理）のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入（修理）のサービスを受けたときは、
- ・ 事業者に対し、補装具の購入（修理）に要した費用を支払うとともに、
  - ・ 市町村に対し、補装具の購入（修理）に通常要する費用の百分の九十に相当する額を請求する。
- オ 市町村は、障害者から補装具費の請求があったときは、補装具費の支給を行う。

